

滋 医 福 第 2 6 2 8 号

令和4年(2022年)12月21日

各介護サービス事業所・各介護保険施設
運営法人 代表者 様

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課長
(公 印 省 略)

令和4年度滋賀県介護職員処遇改善支援補助金の実績報告書の提出について

平素は本県の高齢者福祉行政に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記事業については、令和4年度滋賀県介護職員処遇改善支援補助金交付要綱第12条により、介護職員処遇改善支援補助金実績報告書を提出いただくこととなっています。

つきましては、別記を参照の上、令和5年1月31日(火)までに提出をお願いします。

【担当】

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課
介護施設指導係
〒520-8577
大津市京町四丁目1-1
TEL:077-528-3523
FAX:077-528-4851
メール:kaigo@pref.shiga.lg.jp

別記

介護職員処遇改善支援補助金実績報告書の提出

① 実績報告書様式

- ・ 別紙様式3 介護職員処遇改善支援補助金（実績報告書）〔補助金様式3-1および3-2〕
- ・ 滋賀県ホームページ下記 URL よりダウンロードして使用のこと。

URL <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/koureisya/323098.html>

② 実績報告書作成にあたっての留意点

- ・ 様式のコメント、記入例、Q&A (Vol.1・2・3・4)、要綱等を参考に必要事項を入力し、様式3-1の「要件Ⅰ」および「要件Ⅱ」が「×」となっていないことを確認すること。
- ・ 特に介護予防サービス、総合事業にかかる記入方法については、記入例3-2記載のとおり令和4年12月2日付Q&A vol.4問1および3月23日付Q&A vol.3問4を参照のこと。
- ・ 同一法人で複数の施設・事業所を運営する場合はすべてを取りまとめた上で、提出すること。

③ 提出期限 令和5年1月31日（火）（期限厳守）

④ 提出方法 紙ベースのものを郵送

- ※ 他の書類は同封せず、介護職員処遇改善支援補助金実績報告書のみを単独で郵送すること。
- ※ 封筒の表面に「介護職員処遇改善支援補助金実績報告書在中」と朱書きで記載すること。

⑤ 提出先

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課 介護施設指導係あて

※ 市町、健康福祉事務所に間違えて提出しないこと。

※ 消費税の仕入れ控除（令和4年度滋賀県介護職員処遇改善支援補助金交付要綱第10条(4)）

補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式5により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、報告すること。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を返還すること。

※ 書類の保管（同交付要綱第10条(5)(6)）

- (1) 補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、当該帳簿および証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。
- (2) 補助金の交付を受けようとする団体は、計画書の提出に当たり、計画書のチェックリストを確認するとともに、記載内容の根拠となる資料及び以下の書類を適切に保管し、滋賀県から求めがあった場合には速やかに提示しなければならない。
 - 一 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則等
 - 二 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）

【参考資料・厚生労働省発出】

- ・ 介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A（令和4年1月31日）
- ・ 介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A（Vol.2）（令和4年2月22日）
- ・ 介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A（Vol.3）（令和4年3月23日）
- ・ 介護職員処遇改善支援補助金に係る公営の事業所・施設の取扱いについて
- ・ 介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A（Vol.4）（令和4年12月2日）